

加賀藩における恩赦の時代的変遷

谷口眞子

はじめに

恩赦は行政権により、犯罪者に対して刑罰権の全て、あるいは一部を消滅させる処分である。現代では内閣が恩赦を決定し、認証は天皇の国事行為と位置づけられており、恩赦は大赦・特赦・減刑・刑の執行免除・復権の五種類に分類されている。

近世の恩赦は天皇・將軍・藩主の死去や回忌法要、あるいは世継ぎの誕生や官位叙任、婚姻などの際に実施された。前者は「法事の赦」、後者は「祝儀の赦」と言われる。近世においては、立法・司法・行政という三権分立が確立していなかったため、法的思考も現代のように厳密ではない。しかし、恩赦の実施は、罪をあがなうに足ると判断された刑の執行中止や減刑、あるいは有罪の言い渡しすら無効とする行為であることは理解されていた。

近世には磔・火あぶりなどの刑罰、あるいは盗みに対する死刑や

追放などの適用を規定した法文もみられるため、現代と比べ刑罰が厳格だったと一般には考えられている。ところが幕府の場合、近世を通じて約三三〇回、恩赦を実施していたと言われ、実際、死刑判決を受けた犯罪者が複数回にわたって恩赦を適用され、最終的に軽い刑罰で終わってしまった事例もある。「頻繁に恩赦が行われ、刑を言い渡された者の多くが実は減刑・赦免されていたとしたら、罪と罰に対する近世国家の姿勢に関する従来の考え方は根底からくつがえることになる^①」のである。恩赦の実態解明とともに、それを司法の中に位置づけてはじめて、近世の罪と罰の観念が明らかになると言える。

近世の恩赦については、法制史および日本史の分野で「法事の赦」に関する研究がある。紙幅の関係から研究史の詳しい紹介は拙稿にゆずるが、従来の研究は、恩赦の法文規定や手続き方法の解明を主たる関心としていたために、いまだ検討されていない課題も少なくない。たとえば、追放刑は刑期が決まっていない不定期刑だったた

め、恩赦は追放の執行終了を宣言する意味があったわけだが、追放刑を科していない藩でも恩赦が実施されていたのか、実施されていた場合、その意味はどこにあるのかという点は検討されていない。また寛刑化・厳刑化をはじめ、司法に対する藩の姿勢との関連から、恩赦を考察する視角もみられない。⁽²⁾

本稿では、幕府による追放刑見直しの要請に依って、享保期に領外追放を廃止した加賀藩を対象とし、その「法事の赦」を分析することによって、右の課題に迫りたい。加賀藩前田家の史料の多くは「加越能文庫」に保存されているが、恩赦に関する史料は必ずしも多くない。しかし『加賀藩史料』によって、通時的に刑罰の変遷について概略をつかむことができ、公事場については関係史料が残されていること、裁判に関する論文や自治体史の刊行が近年みられることから、恩赦を総合的に理解するための研究環境は、整っていると言えよう。なお、近世では恩赦は「恩」という言葉をつけず、「御赦」と呼ばれたが、本稿では説明概念として、恩赦という言葉で統一する。

第一章 加賀藩の裁判制度と恩赦の適用対象

(一) 加賀藩の裁判制度

まず加賀藩の裁判制度の概略を説明しておく。公事場は加賀藩における司法の最高機関で、武家・町方・村方に関する審議を行った。

慶長一八年が初見で、役所は金沢城東側にあったという。刑場、牢舎、そして収監された囚人の世話や刑の執行、その後始末を担当した藤内の詰所などが付随していた。⁽³⁾ 寛政二(一七九〇)年に、歴代の公事場奉行一覽を提出するように言われた公事場では、「公事場奉行相勤候人々名前寛帳」⁽⁴⁾を作成した。それによると、公事場奉行は寛永期には五人、正保期以後は二人から四人の間を推移し、貞享三年以降四人となっている。ちなみに明和八(一七七二)年の公事場は、公事場奉行四人(うち二人は寺社奉行との兼務)、公事場附横目二人、町奉行二人、筆筒番与力二人、割符方与力三人、取次与力五人、留書役算用者三人、牢屋鍵番町下代三人、公事場附足輕二〇人の、合計四四人より構成されていた。⁽⁵⁾

加賀藩では江戸・京都・大坂の三都をお構い場所とする領外追放(「三ヶ所御構追放」とお構い場所を指定しない領外追放(「御領国迄追放」)があり、のちに廃止された。ただし、流刑はその後も実施された。流刑先となったのは越中五箇山、能登島、鹿島郡津向である。遠島に適した土地がないため、本来であれば流刑にすべき徒以上の武士身分の者が、死刑になっていることを憂慮した五代藩主前田綱紀が、元禄三(一六九〇)年、流刑執行に適した土地を領内で探すように命じた結果であった。⁽⁶⁾

最も流刑者が多かったのは五箇山で、流刑小屋には罪状の軽重に応じて、禁錮(小屋の中にさらに狭い檻を作ってそこに流刑者を入れる措置)、御縮小屋(小屋からの外出禁止)、平小屋(村内の外出

可能)の三種類があった。典型的な流刑小屋は二間半に九尺で、食事の差し入れ口、明かり窓、不浄口が備え付けられ、布団、綿入れ、衾などの衣類は支給されるが、着替えはなく暖房もなかった。食事は一日扶持米五合と塩薪代で、禁錮と御縮小屋は外出禁止のため、村民が食事を作った。なお近親者の合力・通信や罪人の帯刀は、時宜に応じて許可された⁽⁷⁾。

公事場における裁判は、万治の頃より前田綱紀の親裁主義にもとづき、すべて藩主の下知を仰ぐことになった。天和元(一六八一)年一二月には、公事場からの言い渡し案に対して、藩主が各人について「尤候と御加筆」したり、疑問を呈したりしている⁽⁸⁾。元禄七年には年寄が毎月二七日に出座して訊問が終わった犯罪者に面接し、口書を聴取したのち、それを藩主に上申するようになった(ただし、後になって、軽微な犯罪については年寄限りで判決を下すように変更されている⁽⁹⁾)。

犯罪者の吟味から、刑罰が決定して申し渡されるまでの手続きについては、【図1】をみられたい。公事場で吟味を行い事件が解明されると、年寄が出座する中で口書が読み上げられ、内容を科人に確認する「落着聞届」がある。その後、犯罪事実と刑罰案を書いた言上書を作成し、公事場から年寄中へ提出する。年寄から藩主に伺いがたてられ、藩主が決裁する。決定した刑罰が付札にされて言上書が返却され、奉行は落着内容を科人へ申し渡し、裁判が終了する⁽¹⁰⁾。この手続きを念頭において、加賀藩における恩赦を考察しよう。

加賀藩における恩赦の時代的変遷

(二) 恩赦の適用対象

「法事の赦」のうち、加賀藩で行われた將軍家回忌法要の恩赦については、別稿でとりあげる予定なので、本稿では、藩主・室・子の死去あるいは回忌法要の際に行われた恩赦についてみていく。

享保九(一七二四)年五月九日に五代藩主前田綱紀が死去し、六月一四日に金沢の天徳院において法要が営まれ、六月一八日に恩赦が実施された。五三人が出牢し、赤尾三太夫ほかが流刑を申し渡さ

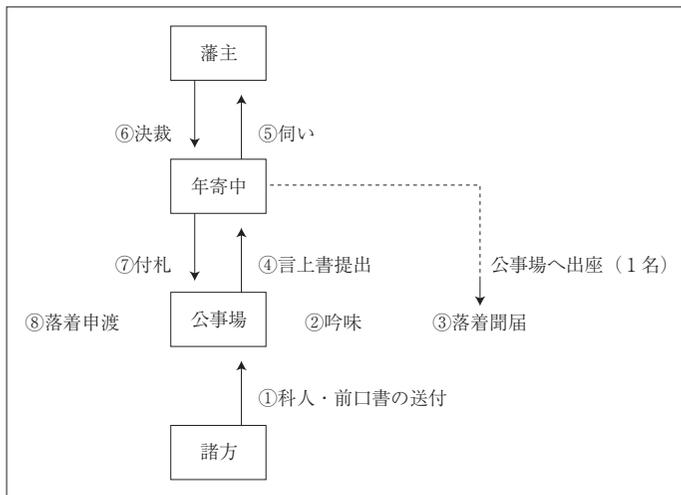


図1 公事場における裁判手続き

原彩加「加賀藩における裁判制度の展開—公事場を中心に—」
『北陸史学』第54号(2005年)P69より転載

れた。三太夫は、享保二年に大坂御買手役として大坂へ派遣された際、不行跡があったため「お預け」になっていたが、死刑を一等減刑して、五箇山への流刑を言い渡されたのである。三太夫の家来で禁牢になっていた林市郎左衛門、三太夫の不正を言上せず禁牢になつていた御歩横目安田孫之丞も流刑となり、三人は七月二日に配所へ送られた。⁽¹¹⁾

右の史料には、恩赦適用がどのように決定されたのか書かれていない。しかし、元禄一一（一六九八）年三月の初代藩主前田利家百回忌の際に行われた恩赦に関する史料から、決定過程がわかる。

高德院様（前田利家―筆者注）百年御忌就御法事大赦可致仰付、然ば禁獄之者共之内、大科之外書出し可申出旨被仰出候付、其元より被差越置候公事場奉行言上書付之趣を以、軽重書出入御内見申候処、御宥免・追放大抵如此に候⁽¹²⁾

法事の一ヶ月前に、金沢の公事場奉行三人に宛てて、藩主が江戸で受け取った言上書を吟味した結果が伝えられている。大罪の者を除いて禁牢の者を公事場奉行が書き出し、その言上書を江戸へ送り、藩主が内覧して、赦免や減刑措置としての追放を決めたことが、右の史料からわかる。藩主が金沢に在国している時だけでなく、参勤交代で江戸に在府している時でも、恩赦の適用対象を決定するにあたり、藩主の裁可が必要だったのである。この恩赦では、減刑して

追放刑を言い渡された者が三人いた。また、まだ言上に及んでいない禁牢の者について、日程的に間に合わないようであれば、江戸の藩主に伺いをたてることなく、金沢での詮議の結果にもとづいて恩赦を適用してよいとも書かれている。恩赦適用の可否は無条件に決定するのではなく、各自の罪状を鑑みて決定されている。

大罪の者を除き、死刑を一等減刑して追放にしたり、それ以外の者を減刑あるいは赦免したりする措置は、他の「法事の赦」でもみられる。享保六年六月、二代將軍徳川秀忠の次女で、三代藩主前田利常の室となった天徳院の百回忌と、尾張藩主徳川綱誠の女で綱吉の養女となり、六代藩主吉徳に嫁した光現院の一周忌では、大罪の者を除き死刑の者は追放、追放の者は一等軽くし、それより軽罪の者は赦免する恩赦が実施された。江戸と金沢の両方で行われたのは、天徳院が秀忠の次女、光現院が綱吉の養女だったためだろう。⁽¹³⁾

恩赦適用者の多くは百姓や町人などの庶民だったが、武家奉公人に適用された場合、その結果は主人の前田家家臣に知らされている。五代藩主前田綱紀の女で、天和元（一六八一）年に五歳で死去した瑞陽院の十三回忌が、元禄六年に実施された際、公事場奉行野村五郎兵衛等三名は前田家家臣の中川采女に宛てて、元禄五年に欠落し、越中の国境で身柄を確保された中川采女の草履取有助が、斬罪になるところ「三ヶ所御構追放」に減刑された旨を伝えている。⁽¹⁴⁾ 奉公人に対する主人の刑罰権は、藩によっても時期によっても異なるが、主人に断りを入れていたことから、元禄期の加賀藩は奉公人に対す

る主人の人身支配をある程度認めていたと考えられる。

これまでみてきた例では、「大罪の者を除き」死刑を宣告された者でも、事例によっては恩赦が適用されていた。現代の感覚からすると、大罪の者以外にも死刑が宣告されていたことに、違和感を覚えるかもしれない。しかし、延宝二年一月、加賀藩が重罪を告訴した者へ銀子一五〇枚を公事場で渡すと触れたとき、「火付け、悪事に付徒党を結ぶ者、大罪の欠落人、強盗、辻斬り・追いはぎ、毒買、人身売買、偽金、おとし文・張文」が大罪と認識されていた¹⁵⁾。窃盗は斬罪が言い渡されることがあっても、「大罪」ではなかったから、減刑・赦免の可能性があったことになる。

この点を、元禄一二（一六九九）年の幻住院二十五回忌の恩赦で確認しておきたい。幻住院は、五代藩主前田綱紀の第一子千代松で、延宝二年に金沢で生まれたが翌年死去した。史料「幻住院様廿五回御忌ニ付赦可被仰付哉之者」¹⁶⁾には、公事場奉行が恩赦を適用すべきであると考える者と、適用すべきでないとする者の二種類が書かれている。前者は、藩主の裁定の有無と赦免内容から、次のように分類できる。

①すでに刑罰を申し渡していた者のうち、斬罪を「三ヶ所御構追放」に、「六ヶ月禁牢」などを赦免にする。②藩主の裁定はまだだが、斬罪にすべきところを「三ヶ所御構追放」あるいは「御領国迄追放」に、また（領内）追放にすべきところを赦免にする。③しばらく禁牢の上赦免したり、扶持召し放ちとすべきところを赦免にする。①

③は、すでに落着しているかどうかにかかわらず、死刑（斬罪）

↓領外追放、領内追放・禁牢↓赦免を求めているとまとめられる。

後者、すなわち恩赦を適用すべきでないと考えられている者は、

次の①～⑤である。①盗みを働いた上、遺恨により放火すると張紙した者↓身柄を町中へ引き渡したあと斬罪、②追放後立ち帰り、恩赦を適用して追放に減刑したところ、再度の恩赦適用を認めない旨を申し渡したにもかかわらず、再度立ち帰った者↓斬罪、③人を絞殺して所持品を盗んだ者↓磔、④山論で松木を伐採した者、⑤盗みの前科二犯で、再び盗みの目的で蔵の鍵を開け、吟味で偽証した者。①と②は、すでに落着して本人に刑の申し渡しもすんでいる。③は強盗殺人で磔に処すべきとされ、④は山の権益をめぐる村落間紛争であり、吟味途中であるため、赦免適用対象からはずされたものと思われる。⑤は死刑にあたる罪状である。

公事場奉行が書き出したこれらの史料から、恩赦適用の候補者の選定と赦免の程度には一定の方針があったことがわかる。

第二章 罪と罰をめぐるゆれる藩の司法

（一）追放刑の廃止と代替刑の導入

享保七（一七二二）年二月二二日、領外への追放刑を控えるよう、幕府は「科人追放之事」と題する達を発令した¹⁷⁾。犯罪者を自己の支配領域から追放するのは、前近代社会においては一般的な措置であ

る。程度の差はあるにせよ、追放は共同体や領主の保護下からの放逐を意味していた。幕府は諸国から追放された者が、幕領の大都市に集まってくる傾向に頭を悩ませていた。とりわけ江戸は、元禄期にすでに人口一〇〇万人を超えており、將軍を擁する江戸の治安維持は最優先課題であった。

幕府は追放刑を廃止することができなかったが、加賀藩では享保七年五月に、公事場へ追放刑をやめるよう藩主綱紀が指示を出した。そしてとりあえず、「三ヶ所御構追放」を「嚴重可被仰付候者」、「御領国迄追放」を「急度可被仰付者」として、牢屋に入れた。享保一三年には、追放刑に関する他大名の動向を内々に聞き合わせ、追放という名目ではなく、領内での追い払いはあるとの情報を得ている。その後、享保一五年に公事場奉行と年寄中が詮議し、同年八月に「三ヶ所御構追放」は「代刑三ヶ年禁牢」、「御領国迄追放」は「代刑二ヶ年禁牢」とした。年限が定められていない領外追放に代わって、言上書付を出した月から三六ヶ月、あるいは二四ヶ月の禁牢を科す、代禁牢の制度を導入したのである。ただし、恩赦で死刑を減刑され「三ヶ所御構追放」を言い渡された者には、「斬罪のところ命を助けたのだから、重ねて悪事を働いた場合は、元死刑囚として罪の軽重にかかわらず死刑にする」と申し渡すようにしている。

(二) 罪と罰をめぐってゆるる藩の司法

領外追放の代禁牢制は、いつ追放刑が終了するかわからない不安

定さに比べると、三年ないし二年という期間が確定しており、禁牢者や家族にとつては、負担の少ない刑罰だったと考えられる。一種の寛刑化とも言えよう。実は寛刑化の傾向は、それより以前から加賀藩でみられるようになっていた。たとえば、追放刑を言い渡された者が立ち帰ったときの処分である。延享五（一七四八）年の調査によれば、宝永以前は、禁牢三度目には罪の軽重にかかわらず死刑を言い渡していた。しかし正徳三（一七一三）年、文昭院（六代將軍徳川家宣）一周忌のとき、盗みで追放されたあと立ち帰って再び盗みを行い、赦として「三ヶ所御構追放」を仰せつけられた者が、再び立ち帰って盗みをしたため、斬罪となるべきところ、この法事の恩赦で再び「三ヶ所御構追放」になった。以後、禁牢三度目でも命を助ける先例になったとい¹⁸う。

文昭院の恩赦を実施したのは、五代藩主前田綱紀で、その治世は七九年に及んだ。加賀藩では軽い盗みを犯した者は「疵付追放」、すなわち耳や鼻をそいで追放していた。もし立ち帰って盗みを再び行えば死刑、立ち帰っただけなら再度の追放となる。しかし、恩赦実施のときに立ち帰ると追放が赦免される。綱紀は文昭院の恩赦の際、追放立ち帰りの者が赦免されるのであれば、恩赦実施を聞いてみな帰ってくるのではないかと問うた。立ち帰った者をすべて赦免するのは刑法がゆるんできくと思つたのである。そして、追放立ち帰りは旧悪の軽重にかかわらず、立ち帰って悪事をしなければ赦として再び追放するのがよいのかなど、恩赦の適用について

詮議するよう年寄中へ申し入れた。しかしその後、どうなったのかは不明である。

享保八（一七二三）年、綱紀の死去にともない前田吉徳が六代藩主となった。延享二（一七四五）年まで二二年間、藩主の座にあったが、この時代に綱紀が危惧していた「刑法のゆるみ」＝寛刑化がすすんだようである。享保一五年頃、同じ罪状で刑罰が異なる先例がある場合は、軽い方を書き上げるようにとの内意があり、以後、先例は刑罰の軽い方に引きつけて申し渡すようになったという。先に述べたように、加賀藩では公事場での吟味により先例を付した刑罰案が言上され、年寄を経由して藩主が裁定を下していたから、その判断材料となる先例が軽い刑罰のものであれば、当然言い渡される刑罰も軽くなる。

右のような寛刑化に対して逆の動き、すなわち古法復帰の兆しが見られ始めるのが、七代藩主以降のことである。延享三年六月、護国院（六代藩主前田吉徳）一周忌の恩赦を終えたのち、吉徳の嫡男で七代藩主となった前田宗辰は、公事場言上の書付に、宝永より以前の先例を書き上げるようにと命じた。¹⁹つまり、寛刑化が始まる前の刑法に戻そうとしたのである。ところが宗辰は家督を相続したのち、一年半たらずで死去してしまう。延享四年にその跡を継いだのが吉徳の二男で宗辰の弟、八代藩主前田重熙であった。

重熙は延享五年に、宝永以前の先例を用いれば、禁牢三度に及んだ者はすべて斬罪となり、正徳以後の先例を用いれば正徳三年の事

例（三ヶ所御構追放）になるといいう、年寄中からの上申を受けたとき、赦の沙汰に及ばず斬罪と言い渡した。²⁰そして宝暦三（一七五三）年の重熙死去にともない、九代藩主となった吉徳の五男重靖が数ヶ月で死亡したため、急遽家督を相続した一〇代藩主重教（吉徳の六男）へ、この考え方は受け継がれることになる。

重教が家督を継いだ宝暦・明和期は、加賀藩の財政状況が悪化の一途をたどった時期だった。借財が一年分の収入に匹敵するほどの額にのぼり、藩札を発行するものの、打ちこわしが続き、一〇ヶ月で発行停止を余儀なくされている。さらに重臣との関係も不調で、重教は明和八（一七七二）年に隠居し、吉徳の十男治脩に家督を譲った。しかし、治脩も財政を再建できず、隠居していた重教が藩政の実権を握って改革に乗り出す。天明五（一七八五）年～六年に、重教は勝手方を親裁して、財政再建・家臣団体制の強化を目指す「御改法」を行なった。その中で、司法の領域においても新たな試みに着手した。²¹

天明五年には、刑の裁量は重い方に従うべしとし、釜煎・火あぶり・生釣胴・引張切のような刑罰を復活し、鉛責や石籠のごとき拷問も再興し、鼻切・耳切の刑を行い、首錢も復活させようとした。ところが、公事場では刑罰の方法すらわからなくなっていた。鼻そぎにしてから追放する「疵付御刑法」も、元禄年中から行われなくなっていた。翌年公事場は、首錢（命を助ける代わりに金銭を差し出させる代刑）は願があれば時宜に応じて行う旨を触れたが、それ

以外の刑罰が復活されることはなかった。⁽²²⁾

しかし、その他の面では新展開があった。第一は入れ墨刑の導入である。盗犯の前科を明確にするため、禁牢のあと赦免される際に、入れ墨をほどこすことになった。領国者は片手に朱の一筋、他国者はその一筋に斜めの黒線を加えて区別した。ただし、盗みで禁牢が三度になったら、死刑にする方針に変更はなかった。事実、後述する「御刑法帳」には、盗みをして斬罪のところ、「三ヶ所御構追放代之刑三ヶ年禁牢之上出牢」を言い渡され、さらに恩赦で出牢したのに、また盗みをして捕まった者が斬罪になっている事例が記載されている。⁽²³⁾ 第二は裁判手続きの迅速化である。当時の加賀藩では、軽罪の者への刑罰言い渡しが遅く、牢舎人が増加しており、重罪の者は刑罰の執行前に牢死することが多いため、罪の軽重による判断が意味をなしていない状況にあった。⁽²⁴⁾ そこで御刑法除日（將軍、藩主、その親族の忌日のため吟味や刑罰執行を控える日）の一部を解除したのである。第三は、第一章で述べたような裁判手続きの流れのうち、落着聞届の段階で近習を出座させ、藩主が直接犯罪事実を把握する試みである。⁽²⁵⁾

加賀藩における刑罰の変遷については、改作法の実施により、年貢の安定的収納が可能となった明暦・寛文期以降、厳刑から次第に寛刑へ移行した、と理解されてきた。⁽²⁶⁾ しかし、ある罪に対してどのような罰が適当なのか、恩赦による刑罰の不公平をどのように理解するかなど、司法の実践に対する藩主の姿勢や見解も、考慮する必

要があろう。

第三章 寛政期以降の司法と恩赦

(一) 寛政期の先例調査からみえる恩赦の適用範囲

改革に意欲を見せた重教は翌年亡くなり、治脩が藩政に戻った。寛政二（一七九〇）年七月八日、治脩は諸場・諸役所に対して「前々より被仰出候御條目等、後例に可相成品々、不相洩様相しらべ、帳面に調」えて提出するよう要請した。さらに寛政三年七月、磔・梟首・生胴・刎首・斬罪・三ヶ年二ヶ年等禁牢・流刑・遠嶋などの刑罰にどの罪が対応するのか、概略を調べるように命じ、公事場奉行は「大梁院様御尋に付公事場奉行答書」を作成している。ここでは牛裂、鋸引、釜煎、火炙、生釣胴、引張切、胴切、生袈裟などの事例が紹介され、各々の刑罰がどのような罪状の者に科せられたか説明されている。いずれも一六六〇年代までの判例であり、これらの刑罰が行われなくなった時期がわかる。

また「公事場御用取扱方略帳」⁽²⁸⁾は、寛政三年一二月に公事場奉行成瀬正徳が作成したもので、吟味の方法や死骸拝領願、代牢願などについて解説している。牢死者のうち、死刑を言い渡された者は死骸拝領願いが認められないが、死刑を言い渡された後、赦として年刑になった者には死骸の引き取りを認めている。代牢とは、禁牢者が病弱などにより、代わりに子が出願により禁牢を科されるもので

ある。ときには代牢を申し出た孝心をほめ、親の罪が赦されることもあった。

さらに公事場では寛政七年に、犯罪とそれに対応する刑罰を、先例を引用してまとめた「御刑法帳」、寛政八年に、公事訴訟取り裁きに関する規定や、公事場奉行が心得ておくべき法令を記載した「公事場御條目等書上候帳 上中下」、文化元年に刑罰の種類とその適用を記した「公事場御刑法之品々」を編纂している。「御刑法帳」の序文には、罪状に対する刑罰を先例なしに言上できるよう、過去の先例を調べたところ、刑罰が混乱していることがわかり、先例と科すべき刑罰を提示する必要から「御刑法帳」を提出したとある。重教から古法復帰を命じられ、過去の刑罰や判例を調査した結果、公事場が刑罰の歴史について知識をもち、罪と罰の対応関係を明示しようとしたのではないかと考えられる²⁹⁾。

「御刑法帳」は二三種類の犯罪について、万治三（一六六〇）年～寛政五（一七九三）年までの約一三〇年間にわたる先例（原則として百姓・町人の犯罪に関する判例）をあげ、最後に今後適用すべき刑罰をまとめている。文化六年九月に、「右御刑法帳之三冊者、於公事場誠に秘録に相成」とあることから、編纂後、公事場で秘録として使用されたと考えられる³⁰⁾。興味深いのは、各判例について恩赦が適用、あるいは恩赦を申請したが却下されたことも、記載されていることである。「御刑法帳」（寛政度之分）に収録された判例と恩赦適用の有無を分析した結果が【表一】である。

それぞれの犯罪に対して、収録されている判例の期間でどのような刑罰が科されてきたか、恩赦が適用されたかどうかを分類し、備考欄には恩赦の適用・不適用について年がわかるものは入れておいた。恩赦の欄を見ると、×（恩赦が適用されない）は磔・梟首・斬罪になる罪で、人・馬の生死あるいは財産の安全にかかわる犯罪、また偽金作りや死刑有免後の再犯である。△は当初、恩赦が適用されていなかった犯罪で、⑧「御蔵御米賊」・⑨「土蔵を破品物を盗取候者」・⑩「土蔵江賊二入候者共」はいずれも盗みに関する犯罪、⑬「密通之者共」は密通である。ただし、⑭「女出合宿仕候者并出合候男女出家破戒之者共」は後になって恩赦を適用されていない。そのほかは○、すなわち恩赦が適用されて減刑あるいは赦免される罪である。

この考え方の基本は、第一章でみた元禄一二（一六九九）年の幻住院二十五回忌の恩赦に表れている。盗みや博打などに対して寛刑化や恩赦適用がみられるようになっても、「大罪」と観念される罪は「赦し」の対象外だったのである。

ただし、罪状と刑罰は一對一の対応関係にあるわけではない。個々の事例には固有の事情があり、犯罪に至った経緯や身分も異なる。公事場奉行高昌五郎兵衛は、「この帳面に記載された犯罪については先例を書き上げず、刑罰だけ言上していかと年寄中へ聞いたが、その後音沙汰がなく、今も先例をつけて刑罰を伺っている」と述べている³¹⁾。この点について、公事場奉行は先例主義による刑の

表1 「御刑法帳」の分析

⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	
馬盗人	賊仕候者共	土蔵江賊二入候者共	土蔵を破品物を盗取候者	御蔵御米賊	人を殺賊仕候者共	人殺之者共	追落仕候者共	捨馬仕候者共	子を強ク折檻等仕者共	捨子仕候者共	子を殺候者共	罪状
繫馬なら斬罪／野飼馬なら三ヶ所御構追放・三ヶ所御構追放代之刑	斬罪か追放	斬罪かそれ以下	斬罪	斬罪	磔	斬罪	梟首	磔	斬罪	梟首↓磔↓斬罪↓梟首	磔	判例にみえる刑罰の種類
寛文8年～安永4年	元禄4年～天明4年	延宝6年～寛政2年	宝永7年～寛政2年	延宝3年～天明7年	万治3年～天明4年	万治2年～安永9年	万治3年～安永4年	元禄4年～寛政4年	宝永6年～天明7年	元禄2年～明和元年	元禄4年～天明5年	収録されている判例
○	○	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	赦
正徳4年には赦により三ヶ所御構追放が御領国迄追放に、宝暦2年・安永4年には赦により斬罪が三ヶ所御構追放代之刑三ヶ所禁牢となつてゐる。	正徳3年・寛延3年・宝暦2年・明和8年には赦により三ヶ所御構追放代之刑三ヶ所禁牢となつてゐる。ただし元禄16年・宝永4年・寛延元年・明和6年・安永3年・安永4年・天明4年には三ヶ所御構追放あるいは御領国追放代之刑を言い渡されており、そのうち宝永4年には大赦により赦免、寛延元年・明和6年にも赦を適用されて赦免となつてゐる。	延享4年の赦は適用されていない。延享2年・延享3年・宝暦4年・宝暦9年・宝暦11年・安永9年・天明3年には赦により三ヶ所御構追放代之刑三ヶ所禁牢となつてゐる。	延享4年・宝暦12年の赦は適用されていない。宝暦2年・明和3年・安永4年・安永5年・安永6年・安永9年・天明8年には赦により三ヶ所御構追放代之刑三ヶ所禁牢となつてゐる。	宝暦元年には赦により三ヶ所御構追放代之刑三ヶ所禁牢となつてゐるが、宝暦7年・安永4年の赦は適用されていない。	享保2年の赦は適用されていない。	正徳2年・享保15年・享保16年・享保17年・寛保2年・延享2年・寛延4年・宝暦7年・宝暦9年・安永5年・安永8年の赦は適用されていない。	宝暦3年・明和8年・明和9年・安永4年の赦は適用されていない。	宝永6年の赦は適用されていない。	宝永6年の赦は適用されていない。	元禄2年では梟首、元禄5年～享保元年は磔、享保18・19年は斬罪、寛延元年は梟首。享保19年・寛延元年の赦は適用されていない。	享保15年・宝暦7年・明和6年の赦は適用されていない。	備考

⑬	密通之者共	斬罪	延宝6年～寛政5年	△	宝永7年・宝暦7年の赦は適用されていない。宝永6年の大赦では追放に、元文3年・安永4年・寛政5年の赦では三ヶ所御構追放代之刑三ヶ年禁牢に、天明6年の大赦では出牢となっている。
⑭	似せ金仕候者共	斬罪	延宝4年～安永8年	×	享保9年・宝暦6年・宝暦12年・明和2年・安永8年の赦は適用されていない。
⑮	死刑御宥免之処重而悪事仕候者共	斬罪	元禄7年～天明6年	×	元禄7年の大赦、元禄8年の大赦、宝永2年・寛延3年・安永3年・天明元年の赦、天明6年の大赦で死刑を減刑された者たちの再犯は認めない。
⑯	博奕宿仕候者共	斬罪↓追放↓追放代之刑 ↓数ヶ月禁牢	元禄4年～明和7年	○	延享4年・宝暦3年・明和7年には赦により三ヶ年禁牢が二ヶ年禁牢へ、二ヶ年禁牢・三・四ヶ月禁牢・五・六ヶ月禁牢が赦免となっている。全体的に刑罰が軽くなっている。
⑰	博奕仕候者共	追放↓数ヶ月禁牢	元禄4年～安永8年	○	正徳2年・延享4年・宝暦3年・安永8年の赦により追放や数ヶ月禁牢が赦免されている。全体的に刑罰が軽くなっている。博奕1度は2・3ヶ月禁牢、2～4度は4・5ヶ月禁牢、5度以上は6・7ヶ月禁牢にしてはどうかという案が提示されている。
⑱	苗字持候者於江戸等欠落仕立 婦之者共	四ヶ月禁牢	宝永元年～安永5年	○	延享3年・寛延3年・宝暦5年の赦により赦免されている。
⑲	苗字持於当地欠落仕其後立 婦候者共	四・五ヶ月あるいは五・ 六ヶ月禁牢	元禄6年～安永9年	○	宝永元年・宝暦2年・宝暦11年・宝暦12年・明和6年・安永9年の赦により赦免されている。
⑳	小者於江戸欠落仕立婦之者共	三・四ヶ月禁牢	寛延2年～天明3年	○	宝暦元年・宝暦2年・明和3年・安永6年・天明3年の赦により赦免されている。
㉑	於御当地欠落仕立婦候者共	三・四・五ヶ月禁牢	元禄10年～寛政元年	○	寛延元年・宝暦5年・明和5年の赦により赦免されている。
㉒	欠落仕立婦候上其儀押隠流浪 仕又ハ脇江奉公ニ在付候者共	四・五ヶ月禁牢	寛延3年～宝暦12年	○	宝暦元年・宝暦12年の赦により赦免されている。
㉓	女出合宿仕候者并出合候男女 出家破戒之者共	斬罪・磔・三ヶ所御構追 放・追放代之刑・禁牢な ど	天和2年～寛政2年	△	宝永4年・享保7年の大赦、元禄3年・元禄6年・元文5年・寛保2年・寛政2年の赦が適用されているが、天明4年の赦は適用されていない。

服藤弘司『刑事法と民事法』（創文社、1983年）所収の「御刑法帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「加越能文庫」）より作成

不統一を解消し、裁判の公平を確保して刑法制定を目指そうとしたものの失敗したと考える論考もあるが、むしろ「御刑法帳」の編纂を通じて、個々の先例には諸事情があり、罪に対する刑罰を一つに決定するのは難しく、「情状酌量の余地」を考慮する必要を、藩主が学んだと考えられる。

(二)「常の赦」と「非常の大赦」

罪と罰の対応関係のみならず、恩赦適用の程度もまた大きな問題だった。天明六年、泰雲院(一〇代藩主前田重教)の死去による「非常之御大赦」で、これまで宥免されて出牢することがなかった死刑の者や吟味未決の者も、出牢を仰せつけられた。史料には「七月三日於公事場御大赦有之。火付・親子殺は永牢、其外は出牢被仰付」とみえ、これまで「大罪」として恩赦の適用対象外と考えられていた火付けや親子殺しも、減刑されて永牢、その他の罪人は出牢が言い渡された。先に検討した「御刑法帳」には、出家良宗と密通した押野屋久右衛門の妻きわが、出奔して親元にいたところを捕らえられ、斬罪のところ非常の大赦で出牢した事例が載っている⁽³²⁾。

藩主治脩は翌天明七年、吟味未決の者について、「非常の大赦」以外の恩赦は適用しないと発表した。それまでは恩赦実施の際、吟味未決の者も年寄中が聞き届け、未決のまま言上していた。そのため、罪状によって赦を適用された者もいれば、罪が重いため赦を適用されなかった者もあり、その判断は藩主にゆだねられていたので

ある⁽³⁵⁾。

ちなみに寛政八年に作成された「公事場御條目等書上候帳」には、「常の赦」について、「公事場が禁牢者のリストを年寄中へ提出するのが従来のやり方だが、最近ではその前に、永牢または死刑に決まった者がいたらその罪状を脇書にしている。さらに永牢または死刑として言上書を出したのに、まだ藩主の決裁がおりていない者がいたら、その罪状も脇書にして提出するよう、年寄中が申し渡している」とみえる。禁牢には、吟味未決のため勾留されている者、軽罪で拘留されている者、すでに判決が下って執行を待っている者などが混在している。そのため、藩主の裁定がすでに下っているか、あるいは裁可を待つ段階の者を、別扱いにしてわかりやすいようにしたと考えられる⁽³⁶⁾。

入れ墨については、恩赦実施の際にどのような措置をとるか問題になった。天明五年、盗みを働いた者が赦免された後、年月を経て再び悪事を働いても、前科がわからない場合があるので、小さな盗みであっても出牢の際には入れ墨をほどこし、その上で赦免するよう、改革中の重教は命じた。ところが、天明六年の重教死去による「非常の大赦」で治脩は、入れ墨をしないで出牢させた。翌年、盗みを働いた者が恩赦で出牢する場合は、当日入れ墨をほどこしてから出牢させる旨、年寄中が申し渡したため、藩主治脩は、恩赦の種類によって入れ墨をしたりしなかったりするのは紛らわしく、幕府でも恩赦のときには入れ墨はしないと聞いているので、すべての恩

赦で入れ墨はしないよう命じた。この見解はその後とも変わらず、寛政三年に恩赦として死刑を減刑され、「三ヶ所御構追放（代之刑）」を仰せつけられた者が出牢するとき、治脩は、赦にかかわった年刑等の者は出牢の際に入れ墨を施すには及ばないとこたえている⁽³⁷⁾。

入れ墨をめぐる右の判断には、恩赦が藩主の恩恵を表現する政治性を帯びる行為であるとともに、前科者であることを身体に刻印しないという「赦し」の考え方が表れている。したがって、恩赦を誰に適用するかは、きわめて重大であった。この根本的な問題について、文化二（一八〇五）年一〇月二三日、清泰院（四代藩主前田光高の室）の百五十回忌で「非常の大赦」が実施された際、恩赦の適用対象者の違いとその概念の変遷を述べた史料が作成された。以下、その内容についてみていく。⁽³⁸⁾

かつて恩赦には「御大赦」と「軽き御赦」の二種類があった。「御大赦」では吟味未決の者も言上し、未決の中でも死刑に該当するような者は減刑して追放、三ヶ所御構追放は赦免か領国追放などに減刑されることがあった。領国追放以下の者は残らず赦免された。吟味が決着している者も同様であった。一方「軽き御赦」の場合は、吟味未決の者並びに死刑の者は除外し、追放刑以下の者に「御刑法一等宛」宥免を仰せつけた。

しかし二種類の恩赦は、「御赦」という名目だけになり、区別がなくなっていく。「中古より御大赦并軽き御赦之名目無御座、一通り御赦与申名目迄に而、未決之者御赦に掛り不申、罪治定之者迄御

刑法一等宛御赦免御座候。元来未決之者は本刑難定者も有之候事故、何となく未決之者は御沙汰無御座事に相成候哉、何故与申儀相分不申候」とあるように、未決の者は対象外とされ、刑罰が確定している者が一等級つづつ刑罰を減刑される方法に変わっていったのである。

ところが「天明五年御改法之節、御法事に付死刑治定之者之外為御大赦吟味未決之者共迄も、御刑法之無差別不残出牢被仰付候」とみえるように、天明五年の重教による「御改法」で、法事の際には死刑確定者のほか、「御大赦」として吟味未決の者も残らず出牢を仰せつけられた。重教はかつて行われていた嚴罰の復活を旨指したが、その一方で、恩赦については過去の「御大赦」を復活するのではなく、死刑の者や吟味未決の者も残らず出牢させるという、寛大さをみせたのである。

天明六年泰雲院様御中陰御法事之節、非常之御大赦与被仰出、死刑之者を初未決之者共迄も、不残無差別出牢被仰付候。夫より以来重き御法事に非常之御大赦被仰付、右之通御刑法之無差別出牢被仰付、常御赦には未決之者被及御沙汰間敷旨、天明七年分而被仰出候。仍之当時は非常御大赦与常御赦与両様に相成居申候。右両様に相成候所は、先年之両様有之儀に相当候へ共、御助成之所は先年より結構に相成居申候。依而先年之御大赦与、当時之非常御大赦与は様子違申候事

天明六年、その重教（泰雲院）の死去による恩赦でも、死刑の者をはじめ未決の者も残らず出牢させており、「非常の大赦」と呼ばれた。以後、重要な法事の際には「非常の大赦」を実施し、「常の赦」は未決の者を対象外とする旨、天明七年に治脩が発表した。

しかし、「享和二年 公事場奉行勤方帳³⁹」をみると、この原則はすでに崩れ始めていることがわかる。「非常御大赦被 仰付候時ハ、吟味未決之者も書上、常御赦二而ハ、吟味落着之者、并未決之者も年寄中間届之上、言上仕外二名寄物指出申候」とあり、「常の赦」では、吟味未決であっても年寄中が聞き届け、ほかに名寄帳の類を差し出すとあって、吟味未決の者が適用対象になる可能性も排除できないからである。なお、盗みを働いた者が出牢する際には入れ墨をするが、恩赦を適用されて出牢する場合は、入れ墨をしない方針は踏襲している。

そこで、約四半世紀後にあたる文政一〇（一八二七）年六月に行われた、観樹院一〇代藩主重教の長子斉敬で、寛政七（一七九五）年に一八歳で亡くなった一〇の三十三回忌法要の恩赦を検討しよう。分析にあたっては、二種類の史料を使用する。

一つは「観樹公御葬式御法事留⁴⁰」と題する法事の留帳で、①御葬式諸雑記、御棺等絵図、②一周忌・三回忌・七回忌留、③十三回忌・十七回忌留、④二十五回忌・三十三回忌留の四冊からなる。法事を執行する天徳院の僧侶が作成したもので、藩の法事奉行や寺社奉行とのやりとり、法事の式次第、法事に必要な道具の準備や設営など

に詳しい（加賀藩では、藩主やその家族の葬儀並びに回忌法要について法事留帳が残っている）。

幕府の場合、法要が営まれる寛永寺や増上寺は、人々から受け取った恩赦嘆願をまとめて「赦帳」を作成し、幕府へ渡していた。しかし加賀藩の場合、少なくとも法事留帳には、寺が嘆願書を受け取り、それをまとめて藩へ提出した形跡がまったく見当たらない。ただし、法要を主催する寺では形式的に恩赦を藩へ嘆願することになっていた。この法要でも天徳院は「今般 観樹院様御三十三回忌 二付、前々之通大赦被 仰付候様、奉願候、御序を以被達 御聴可被下候、以上」として、藩へ恩赦実施を要請している。

今ひとつは、「吟味未決言上書⁴¹」（表題は「文政十歳五月、赦被仰出候附吟味未決二而言上控」）である。恩赦を行うために、吟味未決の者を書き出した史料で、公事場奉行連判で年寄中へ宛てた報告を、当時公事場奉行だった前田矩正が写したものである。ここにある状態の者、いわゆる未決囚のうち、山論一件と博打一件に関する者たちである。

この両方の史料の内容をまとめたのが【表2】である。表から①既決囚よりも未決囚の方が恩赦適用者の数が多い、②すでに恩赦により斬罪が一五ヶ月禁牢に減刑され、さらに今回の恩赦で一〇ヶ月禁牢に減刑された者が二人、同様に恩赦により一五ヶ月禁牢を一〇ヶ月禁牢に減刑され、さらに今回の恩赦で赦免を言い渡された者

表2 観樹院三十三回忌恩赦適用者

未決囚	斬罪たるべき↓15ヶ月禁牢	2人	「吟味未決言上書」	公事場奉行による恩赦申請人数	公事場奉行管轄の恩赦適用人数	町奉行管轄の恩赦適用人数	
	15ヶ月禁牢たるべき↓10ヶ月禁牢	2人					
	10ヶ月禁牢たるべき↓救免	8人					
	100日禁牢たるべき↓救免	5人					
	50日禁牢たるべき↓救免	9人					
	30日禁牢たるべき↓救免	24人					
既決囚	15ヶ月禁牢↓10ヶ月禁牢(*1)						
	10ヶ月禁牢↓救免(*2)						
	10ヶ月禁牢↓救免	4人					

(*1) すでに恩赦を適用されて斬罪が15ヶ月禁牢に減刑されている者

(*2) すでに恩赦を適用されて15ヶ月禁牢が10ヶ月禁牢に減刑されている者

「吟味未決言上書」「観樹公御葬式御法事留」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「加越能文庫」)より作成

が一人いる、③一〇ヶ月禁牢以上の未決囚についてみると、「吟味未決言上書」に書かれた人数の方が少ないことから、ほかにも公事場奉行が担当している吟味未決の者で、恩赦を適用された者がいると考えられる、の三点が読み取れる。「非常の大赦」以外の恩赦で、未決の者が対象になっていることは明らかである。

おわりに

加賀藩では、流刑のみならず遠慮、閉門、蟄居、召し放ちなど、

武士に対する処分の多くは、年限が定められていなかった。藩主は不定期に彼らを赦すほか、改易処分になった者も含めて恩赦実施の機会に見直し、再び召し抱えるなどの措置をとることがあった。また領外追放については、加賀藩は幕府からの要請にこたえて廃止し、代禁牢制度を導入した。代禁牢は申し渡しの段階で禁牢期間が決まっていたにもかかわらず、これも恩赦適用の対象となり、減刑・赦免された。不定期刑の追放刑があることは、恩赦実施の必要条件の一つではあったが、十分条件ではなかったことがわかる。

かつての「大赦」は大罪以外の者のうち、未決・決着とも死刑を

一等減刑し、領国追放以下は赦免、「軽き赦」は未決と死刑をのぞき、追放刑以下のみを一等減刑していた。その後、未決の者は対象外となり、決着している者のみが一等減刑となった。ところが天明五年、死刑も吟味未決の者も残らず出牢させる措置がとられた。隠居重教は「御改法」の名のもとに、古法の嚴罰復活を試みる一方で、未決・決着を問わず赦免したのである。落着聞届に藩主側近の近習を出座させることも含め、重教は政治のみならず司法も指揮しようとしていたことがうかがえる。重教の死後、藩政に復帰した藩主治脩は天明六年の法事で、このような内容をもつ恩赦を「非常の大赦」と名付けた。「非常」という表現に、通常ではないという意味がこめられている。それに対して「常の赦」は、未決の者を除外し、刑罰が確定した者を対象とした。しかし、その原則は四半世紀を経ずして崩れた。未決勾留者が多かったことが理由の一つと考えられる。享和三年の「毎月死刑拷問并禁牢吟味扣方覚諜」⁽⁴⁾をみると、將軍家と前田家の忌日が多いため、吟味や刑の執行ができるのは一ヶ月に数日しかなかったことがわかる。科人の口書が詳細に書かれていることから、公事場が各事例に固有の事情を把握しようとする姿勢がうかがえるが、それ故に裁判には時間を要し、未決勾留者の増加を招いたのである。

恩赦適用の候補者は公事場奉行などから書き上げられ、吟味未決の者についても科人の口書に加えて、公事場奉行の見解も提出されているが、最終的に刑罰を決裁するのも恩赦適用を決定するのも、

藩主であった。恩赦は罪の全てあるいは一部を赦す行為であり、罪と罰から構成される司法の世界を、政治が一時的に否定することを意味するとも言える。加賀藩では、罪と罰を対応させようとする関心、不公平のない刑罰を求める傾向がみられたが、一方で、その司法的発想を共有しながら、恩赦は政治文化に組み込まれた大名家による恩恵の表現でもあった。

吟味未決の者に対する恩赦適用は、歴史的にみると大きな意味を持つている。死刑から未決の者までその罪を問わずに出牢させる「非常の大赦」は、現行憲法下における「大赦」に近い。現在の「大赦」は有罪の言い渡しを無効とし、有罪の言い渡し前の者の公訴権を消滅させ、刑の言い渡しがなかったものとみなされるため、前科として扱われない。一方、後にくずれるものの、未決の者を対象としない「常の赦」は、有罪が確定した者のみを対象とする現在の「特赦」にあたる。かつて天皇が行っていた「赦し」を、近世の幕藩権力が行ったわけだが、明治期には再び恩赦の決定は天皇の大権とされ、旧憲法で大赦・特赦・減刑・復権が認められる。本稿で考察したような恩赦についての司法的感覚が、明治期にどのように受け継がれていくのか、それも今後の課題である。

注

(1) 拙稿「幕藩権力による恩赦の構造と特質―近世中後期萩藩を事例に―」『日本史研究』一六〇七号（二〇一三年）。なお、近世の恩赦に関するその他

の拙稿は「恩赦をめぐる幕府権威と仏教世界」井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』（吉川弘文館、二〇〇八年）、「岡山藩における將軍回忌法要の恩赦」『史観』第一六五冊（二〇一一年度）、「法事の赦」の構造分析—岡山藩池田家を事例に—『岡山地方史研究』第一〇号（二〇一三年）。

(2) 研究史は注(1) 拙稿参照。平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九六〇年）は幕府の「法事の赦」をとりあげ、既決囚については、將軍の回忌法要が行われる寛永寺や増上寺に、家族・親族などが恩赦を嘆願し、それが「赦帳」にまとめられて幕府に提出されることで実現し、未決囚については、無作為に選ばれた者がその恩恵に浴したと述べている。

(3) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史 通史編 2 近世』（金沢市、二〇〇五年）。以下『金沢市史 通史編 2』と略す。

(4) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編 4 近世2 藩制』（金沢市、二〇〇一年）。以下、『金沢市史 資料編 4』と略す。

(5) 「明和八年 公事場奉行勤方帳」『金沢市史 資料編 4』所収。

(6) 『加賀藩史料』第五編。

(7) 生駒啓「越中の秘境五箇山を訪ねて—加賀藩流刑小屋について—」『罪と罰』第二巻四号（一九八四年）、『石川県史』第参編（石川県、一九四〇年）。

(8) 『加賀藩史料』第四編。

(9) 『石川県史』第参編。

(10) 原彩加「加賀藩における裁判制度の展開—公事場を中心に—」『北陸史学』第五四号（二〇〇五年）。

(11) 『加賀藩史料』第六編。

(12) 『加賀藩史料』第五編。

(13) 『加賀藩史料』第六編。

(14) 元禄六年「野村五郎兵衛等書状」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「加越能文庫」）。以下、本稿で使用する原史料は、すべて「加越能文庫」のも

のである。

(15) 『加賀藩史料』第四編。

(16) 元禄十二年「幻住院様廿五回御忌に付赦可被仰付哉之者」（加越能文庫）。ただし、喧嘩で双方が負傷した場合は別としている。両者を領国内に置いておくと、紛争の再燃が考えられるからだろう。

(17) 以下、「公事場御條目等書上候帳」中 一五（服藤弘司『刑事法と民事法』創文社、一九八三年）所収。以下「御條目等」と略す。

(18) 「御條目等」中 一五。

(19) 「御條目等」中 一五。

(20) 御改法のうち政治的側面については、長山直治「御改法について」『石川郷土史学会々誌』第三〇号（一九九七年）。また天明五〜六年における往古の刑罰復活の試みと入れ墨刑の導入については『石川県史』第参編（石川県、一九四〇年）第一章第三節参照。

(21) 「御條目等」中 一五。

(22) 「御刑法帳」服藤弘司『刑事法と民事法』（創文社、一九八三年）所収。

(23) 「御刑法帳」服藤弘司『刑事法と民事法』（創文社、一九八三年）所収。

(24) 「御條目等」中 一八。

(25) もっとも年寄に代わって、藩主側近の近習を出座させることは、年寄との関係が悪化する原因となったため、改革をはじめた翌年の六月一二日に、重教が四六歳で亡くなったあと、藩政を握った治脩は年寄との関係を元に戻している。

(26) 真山武志「公事場に関するノート II」『石川郷土史学会々誌』第二九号（一九九六年）。以下、真山武志「一九九六」と略す。

(27) 『金沢市史 資料編 4』所収。

(28) 『金沢市史 資料編 4』所収。

(29) ちなみに原彩加氏は、藩の財政難による公事場経費削減策の一つとして、言上手続き省略のための帳面作成を提案したことを契機に「御刑法帳」が作成されたとしている。原彩加「前掲論文」。

- (30) 『加賀藩史料』十一編。
- (31) 真山武志「公事場に関するノート Ⅲ」『石川郷土史学会々誌』第三〇号
(一九九七年)。
- (32) 真山武志「一九九六」。
- (33) 『加賀藩史料』第九編。
- (34) 「御刑法帳」。
- (35) 「御條目等」中 二二二。
- (36) 「御條目等」中 二二三。
- (37) 「御條目」中 二二八。
- (38) 以下、『加賀藩史料』第十一編。
- (39) 『金沢市史 資料編 4』所収。
- (40) 「観樹公御葬式御法事留」(加越能文庫)。
- (41) 「未決言上書」(加越能文庫)。
- (42) 「毎月死刑拷問并禁牢吟味扣方覚課」(加越能文庫)。

付記

本稿の作成にあたり、二〇一三年九月に法制史学会東京部会で報告の機会を
与えられたことに感謝したい。なお本研究は、平成二三年度～二五年度科学研
究費補助金・基盤研究(C)(研究代表者・谷口眞子)(研究課題番号二三五二
〇八三八)による研究成果の一部である。